

令和3年総務常任委員会概要記録

(会期中)

○日時 令和3年9月8日(水) 午前9時30分～午後4時37分
○場所 議場

| 委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×) | | | | | |
|--------------------|----|------|-------------|----|------|
| 職 | 出欠 | 氏名 | 職 | 出欠 | 氏名 |
| 委員長 | ○ | 石田陽一 | 副委員長 | ○ | 村尾光子 |
| 委員 | ○ | 伊藤陽一 | 委員 | ○ | 貝木幸男 |
| 委員 | ○ | 大島昌弘 | 委員 | ○ | 高橋芳市 |
| | | | 出席 6人 欠席 0人 | | |

| 説明のために出席した者 | | | |
|-------------|--------|----------|-------|
| 職 | 氏名 | 職 | 氏名 |
| 総合政策部長 | 小谷野 雅美 | 総務部長 | 手塚 均 |
| 市民生活部長 | 山中 利明 | 会計管理者 | 木村 一枝 |
| 総合政策課長 | 五月女 治 | 市民協働推進課長 | 根本 宣明 |
| 総務人事課長 | 倉井 和行 | 契約検査課長 | 倉持 吉男 |
| 税務課長 | 高山 正勝 | 安全安心課長 | 直井 満 |
| 市民課長 | 川嶋 恵美子 | 環境課長 | 坂本 秀夫 |
| 行政委員会事務局長 | 関 久雄 | 財政課長補佐 | 伊澤 雅代 |

| 事務局 | | | |
|------|--------|------|-------|
| 職 | 氏名 | 職 | 氏名 |
| 事務局長 | 谷田貝 明夫 | 議事課長 | 篠崎 正代 |

○議員傍聴者 なし
○一般傍聴者 なし

1. 開会

2. あいさつ 石田陽一 委員長、小谷野晴夫議長、広瀬寿雄市長

3. 概要録署名委員の指名 大島昌弘 委員

4. 事 件

(1) 付託議案等審査について

補足説明 なし

現地調査

- ・ゆうがおバス 石橋駅乗車場
- ・国分寺公民館 サテライトオフィス
- ・みゆき通り 防犯灯設置工事
- ・南河内公民館 避難所防災倉庫

[発言の申し出]

- ・令和2年度地方財政状況等照会結果について
- ・合併特例事業債活用状況について
- 総務部長より資料に基づき説明

認定第1号 令和2年度下野市一般会計歳入歳出決算認定について

【所管関係部分】

《質疑・意見》

[歳入]

1 款 市税

- 伊藤委員： 個人市民税、法人市民税については、コロナ禍でも前年度をキープしている。この数字はコロナ前の実績になるが、コロナの影響はどのように出るとみているか。
- 税務課長： 個人市民税は、令和元年度中の収入により課税されている。令和元年度については、コロナの影響はほぼないため増額となっている。法人税の納税方式については、事業開始から半年後の中間納付、事業終了後の確定申告による納付となっているが、確定申告による納税は、令和2年度の納付分もあるため、収入済額で前年比 3,554 万 9,000 円下がっており、コロナの影響が出ている。コロナの影響により調定額が大きく下回った業種としては、前年対比の下げ幅の大きい順から、不動産業・物品賃貸業 46%減で 940 万円減、宿泊飲食業 45%減で 643 万 5000 円減、運輸業 39%減で 2,579 万 7000 円減、生活関連サービス・娯楽業 30%減で 308 万 4,000 円減、教育学習支援・金融保険業 20%減となっている。令和2年度の市税のうち、法人税のみ大きく減額となっている。
- 伊藤委員： 今年度の前半で、前年度分の予測ができていると思うが、特に変わる部分はないか。
- 税務課長： 令和2年度の所得の状況等が確定し、令和3年度の賦課課税が始まっている。その中で、法人市民税については、月ごとに調定があがるため、

まだ全体が見えてこない。軽自動車税環境性能割も毎月県から上がってくるため確定できない。6・7月頃の状況を見て判断すると、個人市民税は、令和2年度の調定額から1億4,000万円ほど減額になる見込みである。特に、給与所得における算出税額は3,600万円ほど下がっている。所得自体は16億円ほど上っているが、控除額が大きいため税額が下がっている。法人市民税は、7月までの調定で前年同期とほぼ同額である。現時点で、令和2年度の収入と同額は確保できると考えている。固定資産税は、令和2年度と比較し調定で1億4,600万円減額となっている。新型コロナウイルスの緊急経済対策に伴う各種施策として、評価替による土地の上昇分の据え置きや中小事業者の家屋・償却資産の令和3年度分減免制度が創設され、対前年度比でかなり下がっている。合わせて、令和2年度中に大型建物の建設もなく、上げる要素が少ない。軽自動車税の調定は、種別割で567万2,000円上がっている。軽自動車の課税台数は微増であるが、買い替えに伴う新税率の適用により増額となっている。環境性能割は、県の交付金のため確実に入ってくる。環境性能割の制度は、令和元年10月から始まったので、昨年度までは半年分しか入っていないが、令和2年度は1年分満額で250万円ほど増えている。合わせて、全体で567万2,000円の増額とみている。市たばこ税は、8月分までの調定額を見る限り、前年同時期で187万5,000円ほど増額になっており、このまま推移すれば確実に予算を上回ると考えている。都市計画税の調定についても、固定資産税同様の理由により1,164万円減額している。

- 大島委員：市たばこ税について、当初予算額より2,400万円増額となったのは、電子たばこの普及による部分もあると思うが、要因を伺う。
- 税務課長：当初予算額より増加しているが、若者のたばこ離れ等を見込み予算を計上したが増額となった。決算額で比較すると、令和2年度は対前年比で1,525万円ほど減額となっている。安価な葉巻たばこや電子たばこへの移行が進んで減収になっていると考える。今年度は、葉巻たばこと電子たばこを紙巻きたばこと同等の換算にする税率改正が予定されているので、令和3年度は令和2年度より予算を増額しており、調定も増えている。

5款 株式等譲渡所得割交付金

- 村尾副委員長：経済が冷え込んでいると見える昨今、株式等譲渡所得は、令和2年度予算1,500万円に対し4,268万円と決算が多いが、どのように分析されているのか。昨年の決算でも予算に対し決算が多かったのが、予算編成時における予算の決め方が甘かったようにも思えるが、地方財政計画に盛り込まれている指針などあるのか伺う。
- 財政課長補佐：当初予算見込みにおいて、歳入欠陥がないようにと厳格に見ていたためである。
- 村尾副委員長：国で示す地方財政計画には盛り込まれていないが、市が厳し

く見積もり厳格な金額にしたということか。

- 財政課長補佐：事務費控除後の5分の3を計上しているが、市町村の県民税額で案分しており、若干厳しく見込んでいる。
- 村尾副委員長：その方針は、県と協議しながら決めており、今後も続くということか。
- 財政課長補佐：再度確認し、回答させていただきたい。

14 款 1 項 1 目 総務使用料

- 高橋委員：自転車駐車場使用料については、今まで各駅で金額を提示していたと思うが、3駅の合計額になっているのか。
- 安全安心課長：例年、一本化して表示している。
- 高橋委員：駐輪場ごとに収入を出していたように記憶している。
- 安全安心課長：今年度は、石橋駅自転車駐車場 912 万 1,600 円、小金井駅東自転車駐車場 520 万 6,050 円、自治医大駅東自転車駐車場 685 万 6,100 円である。合計は、前年度 2,775 万 7,600 円であり、マイナス 657 万 3,850 円で 23.68%減になっている。
- 高橋委員：コロナにより、通勤通学などに影響があったのか。
- 安全安心課長：4月と5月は、新型コロナによる緊急事態宣言で、テレワークや学校休業による影響があると推測している。中長期的に見ると少子化等の影響が考えられる。

15 款 2 項 1 目 総務費国庫補助金

- 高橋委員：個人番号カード交付事業費補助金について、下野市の人口におけるマイナンバーカードの交付率を伺う。
- 市民課長：総務省発表による8月1日現在の数値では、34.6%で2万829枚が交付されている。

- 大島委員：特別定額給付金給付事業について、100%達成されたのは素晴らしいことであるが、連絡がない方へのやりとり等があったと思う。最終的に、支払いはいつまでかかったのか。
- 総合政策課長：9月まで支払いを行った。

- 貝木委員：地域公共交通確保維持改善事業費補助金の対象事業について伺う。
- 安全安心課長：地域公共交通計画の策定事業に充当している。
- 貝木委員：名称が「維持改善」となっているが、改善するための金額なのか。
- 安全安心課長：一昨年度から2か年継続により策定した地域公共交通網形成計画と、昨年度策定した地域公共交通計画について、国からの補助金を充当したものである。

17 款 1 項 1 目 財産貸付収入

- 村尾副委員長： 自動販売機設置料について、予算 271 万 8,000 円に対し 112 万円の収入であるが、差額の要因を伺う。
- 総務人事課長： 5 社設置しているが、5 月末日の入金が 2 社あった。会計処理の関係で、入金が令和 3 年度に約 130 万円ずれ込み、その分が少なくなっている。
- 村尾副委員長： 設置台数が減ったわけではなく、例年 2 社分は 5 月以降の入金になると考えていいのか。
- 総務人事課長： 原則年度内入金としているため、今年度は年度内に入金されるよう業者と協議していく。

17 款 2 項 1 目 不動産売払収入

- 村尾副委員長： 市有地売払収入 66 万円で、総務が所管した部分はあるのか。
- 総務人事課長： 66 万円は、商工観光課で進めている工業団地の関係で栃木県土地開発公社に売払いしたものであり、所管外である。
- 村尾副委員長： 土地管理事業に、低未利用地の公売を実施と説明があるが、総務担当ではないのか。
- 総務人事課長： 総務所管で市有地の公売をしているのは、下古山土地区画整理事業完了後の公売地、残り部分 5 筆である。
- 村尾副委員長： 土地管理事業で下古山土地区画整理区域内の未利用地を公売したのであれば、売れたら歳入にあると思うが、総務所管の歳入はないので、公売を実施したが売れなかったということか。
- 総務人事課長： 昨年度は売れていない。

18 款 1 項 2 目 指定寄附金

- 大島委員： ふるさと寄附金の額が 50 万円伸びた要因と、住民税の減少分はどのように補填されるのか伺う。
- 財政課長補佐： ふるさと寄附金は、令和元年度より返礼品を拡充し、令和 2 年度は受付件数が多く増額となった。補填については、交付税措置が 75%あり、交付税に算入される。
- 村尾副委員長： ふるさと寄附金について、寄附額と返礼品や郵送料などを相殺した実質収支を伺う。
- 課長補佐： 寄附額 803 万 8,000 円から経費 276 万 2,000 円、流出額 1 億 5,569 万 9,000 円を差し引き、交付税措置の 75%を足すと、実質収支はマイナス 3,415 万 3,000 円となる。

21 款 4 項 3 目 雑入

- 村尾副委員長： コピー・印刷代・フレーム代について、内容を伺う。

●市民課長： フレームは、婚姻届や出生届をした際の記念証を入れる額縁のようなものである。ひとつ 500 円で販売しており、令和 2 年度は 63 件の利用があった。

○貝木委員： 放置自転車撤去及び保管費用 1 万 2,000 円の内訳を伺う。

●安全安心課長： 放置自転車の撤去料として、1 台 1,000 円で 12 台分である。

○貝木委員： それは撤去と保管費用を合わせた金額か。

●安全安心課長： そのとおりである。

○貝木委員： 防災ラジオ販売収入について、販売数と残数を伺う。

●安全安心課長： 一般販売 27 台、75 歳以上のみの世帯 33 台で、合わせて 60 台を販売した。現在の残数は、1,609 台である。

○村尾副委員長： 共済費について内容を伺う。

●総務人事課長： 建物共済であり、庁舎 1 階ロビー東側のガラスが割れた際に、保険会社から支払われたものである。割れた原因は不明である。

○村尾副委員長： 財産評価基準作成費用について、何のための財産基準なのか。

●税務課長： 国税である相続税の評価を算定するため、市から評価額を提供している費用である。

○村尾副委員長： 地方公務員災害補償負担金返還金は、支払い過ぎたものが戻ってくるのか。

●総務人事課長： 地方公務員の災害補償で毎年度職員給与費より算定し支払ったものが、翌年度実績により確定し、戻ってくるものである。

○村尾副委員長： 精算による確定があり、戻ってくる分ということか。

●総務人事課長： お見込みのとおり。

○村尾副委員長： 災害救助費繰替支弁金の内容を伺う。

●安全安心課長： 令和元年度の台風 19 号で支払った経費である。災害救助法第 29 条の規定により、救助に要した費用を県が国に精算した額である。食料供給費 25 万 5,366 円が新たに対象となり、職員手当 4 万 5,000 円が対象外になった精算分である。

22款 1 項 1 目 総務債

○村尾副委員長： 地域総合整備資金貸付事業債が令和 3 年度に繰り越された理由を伺う。

●総合政策課長： ふるさと融資の対象である吉田地区の農泊拠点施設整備建設

事業の工事に遅れが生じたため繰り越ししている。今年度8月に工事が完了し、まもなく借入を開始する。

○村尾副委員長：貸付制度というのは、対象の建物が完了していないとらないのか。

●総合政策課長：完了してからとなる。

○村尾副委員長：減収補填債について、年度末に予算を補正し1億4,850万円としたが、収入済は6,170万円で半分以下となっている。認められなかったのはどのような部分か伺う。

●財政課長補佐：減収補填債は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な減少が生じる消費や流通に関わる税目について借り入れられるものである。県から示された地方消費税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税について計上していたが、県の同意により、地方消費税交付金分4,060万円、市町村たばこ税分1,770万円、ゴルフ場利用税交付金分10万円、地方揮発油譲与税分330万円の計6,170万円を起債したものである。

○村尾副委員長：予定していた税目について、全体的に額が少なくなったということか。

●財政課長補佐：お見込みのとおり。

— 暫時休憩 —

[発言の申し出]

●財政課長補佐：株式等譲渡所得割交付金の予算計上については、地方財政計画の見込みとして前年度の54.9%となっている。前年度約3,000万円のマイナス45.1%と見込み、1,500万円を計上した。

[歳出]

一般職給与費

○村尾副委員長：教育分野も含めた一般職の人数を伺う。

●総務人事課長：再任用の短時間も含め、令和2年度は413人になる。

○村尾副委員長：413人の方に支払われるのは、一般職給与費になるのか。

●総務人事課長：そのとおりである。

○大島委員：時間外勤務手当について、一人当たりの平均時間外勤務時間数と内部規定で定めた時間以上に勤務した職員の人数を伺う。

●総務人事課長：令和2年度時間外勤務対象人数は235人で、一人平均約140時間である。市では時間外勤務時間数の上限は決めていない。中には時間外が

多い職員もおり、年間 500 時間以上が 5 人、400～500 時間が 11 人である。

- 大島委員： 平均 140 時間は妥当な線かと思うが、人数が多いため、平均時給を数千円とすると、100 万円単位で時間外勤務手当が変わってくると思う。仕事量を精査して平均レベルを下げるなどの取り組みを今後進めてほしい。
- 総務人事課長： 時間外勤務の極端に多い部署については、総務人事課で所属長含めてヒアリングを行っている。ヒアリングに合わせて、改善方策を検討していきたい。

2 款 1 項 1 目 一般管理費

- 高橋委員： 賠償金について内容を伺う。
- 総務人事課長： 昨年度、道路欠損による車の破損案件 3 件について支払ったものであり、保険で歳入に同額が補填されている。
- 高橋委員： 保険で支払う以外に払っているということか。
- 総務人事課長： 保険での支払い分が本市に入り、同額を相手方に支払っているものである。

2 款 1 項 6 目 財産管理費

- 村尾副委員長： 庁舎等施設管理事業について、消耗品費の令和元年度決算 135 万 6,000 円に対し、令和 2 年度は 314 万 8,332 円と倍以上に増えているが、要因を伺う。
- 総務人事課長： 新型コロナ感染症対策として、アクリルパーテーションやアルコール消毒液を購入した分で 180 万～190 万円ほど増加した。

- 村尾副委員長： 光熱水費について、令和元年度よりかなり少なくなっているが、特別な努力をされたのか。
- 総務人事課長： 令和元年度途中から、電力会社を東電からミツウロコに変更し、月 40～50 万円程度安くなった。令和 2 年度からは年間すべて安くなり下がったものである。

- 村尾副委員長： 庁用器具購入費の天板昇降とは、どのようなものか。
- 総務人事課長： 現在、職員が使用する机は 1 枚板であり、引き出しが付いていないため、机の脇に置く書類入れのワゴンである。職員 1 人 1 台を使用している。異動の際には、それを持って異動する。
- 村尾副委員長： 職員 1 人 1 台で、120 万円は何台分になるのか。
- 総務人事課長： ワゴン 1 台 8～9 万円であり、新採用職員分などを購入している。

- 貝木委員： 庁舎管理事業の庁舎屋上テレビカメラ修繕工事 264 万円について、

テレビカメラは何のために使用しているものか。

- 総務人事課長： 駐車場の防犯カメラ 14 台分の修繕工事になる。
- 貝木委員： 1 台の修繕だと高いと感じたが、14 台と理解した。

○村尾副委員長： 庁舎管理事業の光熱水費が非常に安くなったのは電力購入先の変更であったが、太陽光発電の電力は東電に売電しているのか。

- 総務人事課長： 発電しているが、売電先については確認したい。
- 村尾副委員長： 歳入に売電料金が入っているということか。
- 総務人事課長： 合わせて確認する。

2 款 1 項 7 目 企画費

○高橋委員： 公共施設マネジメント推進事業について、委託先を伺う。

- 総合政策課長： 委託料 1,156 万 3,000 円のうち、公共施設マネジメントシステム導入費として 515 万 9,000 円を株式会社パスコに委託している。

○高橋委員： 公共施設公民連携推進事業の委託先について伺う。

- 総合政策課長： NPO 法人とちぎユースサポーターズネットワークに委託している。しもつけ大学やオープンカフェ社会実験等についてアドバイスをもらいながら進める事業ある。

○貝木委員： 地域おこし協力隊事業について、新型コロナの影響があったと思うが、4 名の隊員はどの程度活動できたのか。

- 総合政策課長： 昨年度当初は 3 名の協力隊であったが、年度途中で 1 名増え 4 名になった。1 名は観光協会で活動していただいたが、コロナの影響でイベント等ができない状況であったため、オンライン等での活動を行った。その他、アニメのファンクラブ会員宛の連絡や、少人数で美容の講習会等を行った。
- 貝木委員： 地域おこし協力隊として報酬を支払っている中で、コロナ禍の中でも 4 名それぞれが下野市の発信をしていただきたいと思っている。

2 款 1 項 11 目 情報管理費

○村尾副委員長： 情報ネットワーク管理事業の委託料 7,970 万円は、令和元年度の決算と比較し約 970 万円増加しているが、新たな項目が加わったのか。

- 総合政策課長： サテライトオフィス設置費用の 1,300 万円が含まれている。
- 村尾副委員長： 委託する部分は、サテライトオフィスのパソコン設置か。
- 総合政策課長： 30 台のパソコンの配線、設置、ソフトウェアの導入等、すべて含めて富士通ジャパンに委託している。

2款1項12目 市内公共交通推進費

- 貝木委員： 市内公共交通推進事業のUDタクシー整備補助金 30万円について、市内にはUDタクシーを持っているタクシー会社がないと思うが、整備補助金はどのような内容で支出しているのか伺う。
- 安全安心課長： タクシー業者がUDタクシー車を購入した際の一部補助金である。今年度1社あり、昨年同様にめぶきリースが事業対象となっている。
- 貝木委員： 会社が補助金を保留しているのか。
- 安全安心課長： めぶきリースで購入しているものである。

2款1項13目 交通安全対策費

- 貝木委員： 交通指導員配置事業について、南河内小中学校が完成すると通学が2キロ以上はバス通学となるが、その範囲内で活動していた交通指導員の方はどうなるか。
 - 安全安心課長： 次年度以降の計画だが、学校教育課と通学路の危険個所を再確認し、指導員については現状維持でお願いしたいと考えている。
 - 貝木委員： バスの運行が開始したら交通指導員の配置場所を変更し、同じ人数体制で対応するということか。
 - 安全安心課長： お見込みのとおり。
-
- 貝木委員： 駐輪場維持管理事業で、自治医大駅東自転車駐車場防犯カメラ修繕工事 116万9,000円とあるが、複数台の修繕なのか。
 - 安全安心課長： カメラとハードディスクの交換であり、1台ではなく各フロア分である。

2款6項1目 監査委員費

- 村尾副委員長： 監査委員費について、監査委員の2名は年間何日ぐらい監査業務に従事するのか。
- 行政委員会事務局長： 例月出納検査、定期監査、決算審査等があり、おおよそであるが年間で約30日前後となる。その他、代表監査委員は事前監査があるので、12日程度多くなる。
- 村尾副委員長： 定期監査というのは、どのくらいの頻度で行われるのか。内容はどのようなことか。
- 行政委員会事務局長： 定期監査は、年間各課1回実施しており、決算審査と内容的にはほとんど変わらない。年度途中の進捗状況等も確認している。

3款1項1目 社会福祉総務費

- 村尾副委員長： 地域福祉基金の運用益（利子）の充当先はどこか。
- 財政課長補佐： 充当先については、確認し後程お答えする。

4款1項3目 社会福祉総務費

- 伊藤委員：浄化槽設置補助事業について、予算額に対し不用額が多い要因を伺う。
- 環境課長：令和2年度については5件の浄化槽設置があった。令和元年度は12件でありその分が減ったということである。
- 伊藤委員：地球温暖化対策事業について、太陽光パネルは設置数が減ったということではいか。
- 環境課長：太陽光パネルの設置件数は、令和元年度は74件、令和2年度68件と若干減っている。令和2年度は、電気自動車の補助金も支出している。

9款1項2目 非常備消防費

- 貝木委員：消防団員報酬について、411名で3,118万3,000円とあるが、県内での状況はどうか。
- 安全安心課長：県内市町の平均団員年間報酬額は4万5,700円である。一番高いところで6万8,000円、下野市は6万5,000円で平均より高い。順位では上から3番目である。
- 貝木委員：消防団員が減少していると全国的に言われている。報酬を上げていくことも検討すべきかと思うが、県内3位ということであれば報酬的には問題ないため、それ以外で消防団員を増やす対策を考えていただきたい。

12款1項2目 市債利子償還金

- 大島委員：市債利子償還金について、不用額の要因を伺う。
- 財政課長補佐：財源不足が生じた際に一時借入れ等を行うため、その利息分として計上したものである。

[発言の申し出]

- 財政課長補佐：地域福祉基金費については、寝たきり老人等介護手当事業に全額充当している。

[総括質疑]

- 村尾副委員長：歳出決算書の歳入歳出差引残額のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で事実実施できなかった事業費はどれくらい含まれているか。
- 財政課長補佐：歳出については決算附属資料の新型コロナウイルス感染症対策化款別決算額のとおりである。その他、令和3年度に繰越した小中学校コンピュータ管理事業がある。中止になった事業等は3月補正予算で減額しているため、不用額はあまりない。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

認定第2号 令和2年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

《質疑・意見》

[歳入]

1款1項 国民健康保険税

- 村尾副委員長： 新型コロナの影響を受け、所得が落ち、保険料の猶予や滞納になった件数はあるか。
- 税務課長： 昨年度、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として減免制度が適用されている。国民健康保険料で合計55名、減免総額1,055万9,000円である。猶予はない。滞納に結びつくような案件について、コロナの影響による相談はほとんどない。
- 村尾副委員長： 減免措置は今年度も継続されるのか。
- 税務課長： 令和3年度も継続し実施している。申請件数は7、8件である。
- 村尾副委員長： 減免した分の保険料は、一般会計からの繰り入れや国の助成金など、何か補填する措置があるのか。
- 税務課長： 減免した額は、国の補填制度により補填される予定である。

- 大島委員： 収入済額に対する収入未済額の割合が14%であるが、納付してくれる方の割合を高くする、算定額を緩め一人当たりの保険料額を減らす等、収入未済額や不能欠損額をなくすための方策は考えているか。
- 税務課長： 今年度については、1,000万円強のコロナに係る減免が大きく影響している。算定税率等については国の基準に基づき市で決定しているが、最終的には国民健康保険運営協議会で意見を求め、税率改正に反映するようになる。滞納繰越額については、対前年度202名減、812万の減額である。早期の滞納整理への取組や納付環境の拡充が功を奏していると思う。不能欠損や滞納繰越については、滞納整理事務によるところが大きいため、納期内納税者等不平等にならないよう取り組んでいく必要があると考えている。
- 大島委員： 努力を重ねて改善したことは分かったが、未納に至るまでの分析はしているのか。
- 税務課長： 詳細な分析はしていないが、国民健康保険に係る低所得者については減免制度などがある。昨年度は税制改正により低所得者対象の拡充が行われているので、相応の制度が適用されていると考えている。
- 大島委員： 所得の低い方に対して減免措置を周知し、無理のない納付方法を周知するなど引き続き努力してほしい。

財産に関する調書

- 村尾副委員長： 財産に関する調書で、基金の状況があるが、令和2年度末現在の国民健康保険財政調整基金は9億1,828万円となる。基金の額について、県内の市町における水準を伺う。
- 市民課長： 近隣市町の基金保有状況は、栃木市21億円、小山市17億円、壬生町6万9,000円、野木町2億1,000万円である。本市は標準的な額を保有していると考えている。
- 村尾副委員長： 基金を持っていることは万が一の時に流用もでき安心できるが、保険料の納付が困難な方の保険料を下げるとなれば、この基金はすぐになくなると思う。基金は額を積み増しし、保有していこうとする方向か。
- 市民課長： 国民健康保険基金条例に定められているとおり、県への納付金が不足する場合など、財源不足を補充するための基金の活用を考えている。令和3年度中に令和4、5年度分の保険料率を決めていくが、保険料率を上げないために基金を使うこともやむを得ないと考えている。国保運営協議会において、急激な税率の上昇を防ぐための基金の活用について協議し、慎重に進めていきたい。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

認定第3号 令和2年度下野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

認定第4号 令和2年度下野市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
【所管関係部分】

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

[発言の申し出]

- 総務人事課長：太陽光発電について、使用量で相殺されるので、歳入は発生しない。庁舎全体の使用量から差し引かれているものである。
- 石田委員長：余剰はなくても、売電先があるのではないか。
- 総務人事課長：売電していない。庁舎で発電した電気はすべて消費し、残りを購入している。
- 石田委員長：日中も発電以上に使用しているということか。
- 総務人事課長：発電量が20キロのため、使い切っている。

— 第2号 —

- 日時 令和3年9月9日（木） 午前9時30分～午前10時56分
- 場所 議会特別会議室・議場

| 委員の出欠状況（出席＝○ 欠席＝×） | | | | | |
|--------------------|----|------|-------------|----|------|
| 職 | 出欠 | 氏名 | 職 | 出欠 | 氏名 |
| 委員長 | ○ | 石田陽一 | 副委員長 | ○ | 村尾光子 |
| 委員 | ○ | 伊藤陽一 | 委員 | ○ | 貝木幸男 |
| 委員 | ○ | 大島昌弘 | 委員 | ○ | 高橋芳市 |
| | | | 出席 6人 欠席 0人 | | |

| 説明のために出席した者 | | | |
|-------------|-------|-----------|-------|
| 職 | 氏名 | 職 | 氏名 |
| 総合政策部長 | 小谷野雅美 | 総務部長 | 手塚均 |
| 市民生活部長 | 山中利明 | 会計管理者 | 木村一枝 |
| 総合政策課長 | 五月女治 | 市民協働推進課長 | 根本宣明 |
| 総務人事課長 | 倉井和行 | 財政課長 | 伊澤巳佐雄 |
| 契約検査課長 | 倉持吉男 | 税務課長 | 高山正勝 |
| 安全安心課長 | 直井満 | 市民課長 | 川嶋恵美子 |
| 環境課長 | 坂本秀夫 | 行政委員会事務局長 | 関久雄 |

| 事務局 | | | |
|------|-------|------|------|
| 職 | 氏名 | 職 | 氏名 |
| 事務局長 | 谷田貝明夫 | 議事課長 | 篠崎正代 |

- 議員傍聴者 なし
- 一般傍聴者 なし

1. 再 開

2. あいさつ 石田陽一 委員長

3. 事 件

(1) 陳情審査について

陳情第2号 日本政府に「核兵器禁止条約への参加、調印、批准を求める意見書」の提出を求める陳情

[陳情者からの趣旨説明]

《質疑》

- 伊藤委員： この条約を全世界で確実に守り核兵器がゼロになるのであれば賛成である。しかし、今でも核保有、核開発、核実験を進めている国がある。特に核兵器禁止条約に批准していない7か国が、確実に約束を守ることがあり得ないと思うが、どう考えるか。
- 陳情者： 核兵器保有国は、核拡散防止条約により、5年ごとに会議を開き削減に努めなければならないとされている。条約では、核拡散をさせてはならないとなっており、核削減に努めることが本来の会議を開く理由であるが、何も進展していない。そのような中で、核兵器を禁止していただきたいと、決議が出された。国際世論をはっきりとさせ、全体として核兵器をなくそうというのが趣旨である。
- 伊藤委員： 核兵器禁止条約に批准していない7か国が約束を守らないと成立しない話であり、100%核がなくなるのかと疑問がある。被爆国であり、非核三原則をもつ日本を核兵器から守るためには、核の傘を含む日米安全保障条約が必要と考えるが、日米安全保障条約との関連についてどのように考えるか。
- 陳情者： 日本政府の公式の表明では、核兵器を持つ国と、核兵器を持たず禁止したい国を繋ぐために参加しないと称している。しかし、アメリカの核の傘の中にいるので、アメリカに気兼ねして参加しないのが本音と考える。核兵器保有の5か国に対しては、核拡散防止条約に反して、核兵器保有国から一向に核をなくそうとしないので、対抗するために核兵器を持たざるを得ないのであるかと考える。核兵器を持つ5か国と対抗上を持つとするとする国は、多くの国費を使っているの、そういう国がやめていけば世界的に禁止になり、なくなると思う。全体として核兵器はだめだとはっきりさせることが一番重要で

あり、それにより全世界がやめていく方向を考えていけると思う。

- 伊藤委員： 仮に、日本が核兵器禁止条約を受け入れた場合、核の傘から外れ、日米安全保障条約の廃止につながるような議論になることも考えられる。現実的には、自国優先で核保有、核開発を進めている国が、日本の近くに2か国ある。日本国民の何%が、その2か国に対し、核兵器禁止条約を守ることを信用できるのか。
- 陳情者： 2か国の一つは北朝鮮で、もう一つはどこを指しているのか。
- 伊藤委員： 常任理事国である。
- 陳情者： それは以前から持っているのではないか。
- 伊藤委員： 核を持たない国には核攻撃を行わないと宣言しているが、日本が台湾問題に深入りしたら例外的に核を使用しても良いという動画が共産党から流された。核を持たない国には核攻撃をしない宣言に対し、台湾問題は別と、地方党委員会が認めたと理解したので、あえて2か国とした。その2か国に対する日本人の信頼度をどの程度と考えるか。
- 陳情者： 全世界の世論によって、核兵器をなくしていこうとしないことには、心配していても仕方がない。
- 伊藤委員： 核兵器禁止条約を守ることが前提でないと、核兵器はなくならない。信頼性が整わないと、条約の有効性がないと考える。
- 陳情者： まず、核兵器を多く持っているのはアメリカである。それに対抗していく精神があるので、そういう国も莫大な国費を使って核兵器を持ちたがる。アメリカの態度については、全米市長会では、核兵器禁止条約に参加しようとの主張に対する賛成者も多い。核兵器開発により世界を脅かしている国を変えていき、核兵器のない平和な世界をつくっていくことが大切である。アメリカの社会でも、そういうことを市民が考えていくことになると思う。

[審査]

- 貝木委員： 日本は唯一の被爆国であり、核がなくなればいいとは思っている。日本は非核三原則により核を持つことはないが、近隣には核保有国がある。日本は日米安全保障条約により、アメリカ基地への巨額の支払いにより守ってもらっている。核爆弾がある以上、日本は、アメリカの傘下でないと侵略や近隣諸国に攻撃されてしまう恐れが多大にあると思う。核保有国であるアメリカが条約に賛同していないとなれば、日本国としては、条約に賛成はできないのではないと思う。不採択としたい。
- 大島委員： 日本が国連で、核兵器のない世界に向けた共同行動の指針と未来志向の対話ということを提案し採択された。この時、イギリスやアメリカなども共同提案国となっている。結局、核保有国でも理想は核兵器のない国、自国の国民に対してはそういった態度を示しているが、この条約に参加すると自国民の安全安心が担保されないということで、一番核兵器を持っているアメ

リカでさえ参加できないわけである。安全安心を保つための力が日本だけではもてず、各国との連携が必要な中で、下野市民の安全安心を保つためには、国の方針に従うのが妥当と考える。世界の市民が団結してこの方向に向いた時に参加するよう国が考えているのであって、本市としては市民の安全安心が図られるのであれば、不採択とするしかないと考えている。

○高橋委員：皆さんの言っていることはわかるが、本市は非核平和都市宣言をしているわけであるので、採択して意見書を送るべきと考えている。確かにアメリカ、韓国も不参加であるが、下野市自体が核廃絶の宣言をしているので、ここで不採択とするわけにはいかないと思う。

○村尾副委員長：採択して当然だと思っている。非核平和都市宣言もしているし、毎年産業祭の時には職員が核兵器廃絶に向けて署名を集めていたわけである。現実的に日米安全保障があるからということで、核の傘下に入っていることが安全だという発想ではなく、少しでも核兵器禁止に向かって世論を上げていく運動も必要だと思う。世界的に見ると、核保有国があるのは歴然とした事実だが、それを少なくしようという働きかけ、禁止しようという動きは国連では起こっており、それに同調して、唯一の被爆国であるならば、禁止に向かう方向に流れを変えていくべきである。日本政府は核を持つ国と持たない国との調整役を担うと言っているが、どれほどの動きをしているのかは見えない。あまり動けていないのが現実であると思う。そうであるならば、国民の思いとして核兵器禁止に向けての動きを加速させなくてはいけないと思う。むしろ日本が核保有国に対して、削減・禁止に向かうように働きかけをもっとすべきだと思うが、残念ながらそういった動きが見えないのが現実であるので、今回意見書を出すべきであると考えている。市民の多くがそれを望んでいると思う。

○伊藤委員：日本国民の信頼を得られるかどうかであると思う。隣国の2か国が核兵器禁止条約に基づいて約束を守ってくれるのか。それに対する信用性を考えた場合、個人的には不採択の立場になると思っている。

○大島委員：軍縮科学技術センターヒロシマレポート 2021 にも書かれているが、これは国と国との条約であるが、今、世界は非正規戦といってテロリストが横行する世の中になっている。核兵器だけでなく、核物質がテロリストには最高の獲物と評価されている。そういったことが現実になると、核兵器禁止条約が発効されてもテロリストがいる限り、核兵器として使われてしまう世の中が危険視されている。テロリストも含め世界中で核兵器はいけないと思わなければならないが、レポートによると現実には狙われているということであり、10 キログラムのウランがあれば可能な世の中であると、世界中の方が科学的知識を持っているので、国と国同士の核兵器ではない世の中にきている状態である。市民の安全安心を図るためにどうすればよいかを考えた時に、その辺は国の方に十分に審議してもらったほうがいいと思っている。

採決の結果、賛成少数により不採択すべきものと決す。

— 暫時休憩 —

[発言の申し出]

- 安全安心課長：自治医大駅東自転車駐車場防犯カメラ改修工事について、各フロアのカメラとハードディスクの改修と回答したが、1階2階各フロア4台のうち、1階フロア4台のカメラとハードディスクの改修工事であるため訂正する。

議案第44号 令和3年度下野市一般会計補正予算（第6号）【所管関係部分】

《質疑・意見》

[歳入] 質疑なし

[歳出]

2款1項2目 文書管理費

- 村尾副委員長：例規整備支援は、個人情報保護制度に基づいて整理するとの説明であるが、具体的な業務内容を伺う。
- 総務人事課長：5月に個人情報保護法の改正があり、国、地方公共団体、民間で別になっている個人情報保護ルールを一律に定めようとする内容である。国では地方公共団体の条例を廃止し、国の法令1本にするということを示しており、地方公共団体において、必要最小限の範囲で独自に保護措置を設けられると一文がある。個人情報保護条例に関する条例が50件あり、内容を精査し、本市の条例について改めて検討整理をするものである。
- 村尾副委員長：市独自の条例を今後制定するための整理ということか。
- 総務人事課長：独自の部分と、横断的に関連している例規も含めて精査していく。

2款1項7目 企画費

- 村尾副委員長：企画費のWi-Fi設置工事請負費について、テレワークに対応するものとのことだが、ルーターを設置するだけか。10款4項6目の図書館費に計上されているWi-Fi設置工事費と比較すると金額に大きく相違があるため、具体的な内容を伺う。
- 総合政策課長：新型コロナウイルス感染症の影響でテレワーク等を活用した地方移住について関心が高まっているため、庁舎1階にテレワークスペースを確保する。スペースを活用し、東京圏への通勤のしやすさや利便性の体験をしてもらいながら移住促進を図ることと、一般の方にも利用いただき、テレワ

ークの需要について検証していく。他に通信運搬費として6か月分のNTT使用料を計上している。工事内容については、基本工事とLANケーブル配線や、フレッツ光の新設費であり、つなぐだけで対応できるものである。利用時間は、8時30分から午後5時までとしている。夜間に屋外でWi-Fiの電波を受信される可能性もあるため、庁舎の開庁時間とする。3台のスペースで進め、要望があれば増やしていきたい。

- 村尾副委員長： このスペースは、職員以外が使うスペースということか。
- 総合政策課長： テレワークを利用する一般の方が使用できるよう考えている。
- 村尾副委員長： いつから使えるか等の利用規定について伺う。
- 総合政策課長： 10月から開始できるように進めていきたい。利用料はいただかない。

2款1項14目 自治振興費

- 村尾副委員長： 外国青年招致事業負担金について、国際交流員に関する手数料だと思うが、いつ着任するのか。
- 市民協働推進課長： 国際交流員の招致に係る負担金である。斡旋団体からの連絡によると10月上旬に入国し、10月下旬に本市に着任する予定となっている。

9款1項5目 災害対策費

- 貝木委員： 災害事業の庁用器具購入費の内容について伺う。
- 安全安心課長： 国の交付金を活用し、コロナ禍における避難所の拡充を図るため、旧町に各4か所ずつ計12基の倉庫を設置し、簡易トイレ、プライベートテントを購入する。倉庫は、第1・第2避難所の補完的避難所倉庫として活用し、パーテーションや毛布、体温計などを備品ごとに収納する予定である。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第45号 令和3年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

〈質疑・意見〉

[歳出]

2款2項 高額療養費

- 村尾副委員長： 保険給付費の一般被保険者高額介護合算療養費負担金について、負担金はどこからどこへ支出されることになるのか。
- 市民課長： 保険者から被保険者に支払う負担金である

2款6項 傷病手当諸費

- 村尾副委員長： 傷病手当金 189 万円について、件数と人数を伺う。
- 市民課長： 令和3年度8月末現在で3件の申請があり、支払い済みである。補正分は、国の財政支援が延長し12月末分まで該当となるため、約10人分を想定して計上した。積算根拠は、平均対象日数21日間、平均支給額1日当たり9,000円、10人分で189万円とした。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

| |
|-------------------------------------|
| 議案第46号 令和3年度下野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
|-------------------------------------|

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

| |
|--------------------------|
| 議案第52号 下野市手数料条例の一部改正について |
|--------------------------|

《質疑・意見》

- 大島委員： 本市ではマイナンバーカードの普及率が低いですが、すでに再交付を求めた市民の人数を伺う。
- 市民課長： マイナンバーカードの紛失等による再交付は、令和2年度で48件あった。
- 大島委員： 再交付までに要する時間はどのくらいか。
- 市民課長： 申請方法により異なるが、現在混雑している状況であるため1か月半から2か月程度をみている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

[要望すべき事項]

- 村尾副委員長： 補正予算の審査で、庁舎内にテレワークスペースの設置が明らかになった。10月からスタートするには時間がないが、できるだけ多くの方に周知しないと移住にはつながらないと思う。周知方法を工夫していただきたい。
- 大島委員： 下野新聞で居住する街に対する満足度の調査結果があった。引き

続き、本市の住みやすさのアピールをお願いしたい。また、ふるさと納税についても、民間活力を更に活用し、収支が拮抗するまで努力していただきたい。

5. その他

- 伊藤委員：本市のスマートICの完成より早く、壬生町にコストコが開店する。新4号からコストコまで渋滞が発生しやすい状況になり、特に石橋地区は渋滞に巻き込まれることが予測される。市民の安全安心について、どのように考えているか。
- 安全安心課長：交通渋滞の根本的な解消については、建設課や県土木事務所が所管となる。建設課でもコストコ建設による交通状態を懸念しており、近隣市町との勉強会や、県との協議・要望を重ね対応している。安全安心課では、交通安全対策の面から注意喚起の看板等の設置や啓発など、関係機関と連携し交通渋滞に対応していく。
- 総合政策部長：1市2町の連携会議の中で壬生町に確認し、また、庁内各部署とも連携しながら今後検討していきたい。
- 伊藤委員：関沢橋経由のコストコへの進入道路をつくる際には、一部下野市も含まれる。石橋地区は、平日休日問わず渋滞となり、迷惑を感じる方も多くなると思われ、また、児童生徒の通学においても問題が出てくることがあると思うので、意見交換等しながら進めていただきたい。
- 石田委員長：新たな施設ができ、区画整理が行われるとなると、雨水排水による影響で姿川の水位の上昇にもつながる。近隣市町の広域連携がある中で、下野市に相談もなく排水路計画が施工まで進んでいる。排水による増水から災害につながることも心配されるため、近隣市町との広域連携を強めて進めてほしい。
- 総合政策部長：下野新聞に掲載された大東建託の幸福度と住み続けたい町のランキングにおいて、本市は、幸福度で3位、住み続けたい町で6位であった。大東建託では、これ以外の項目についても調査しており、住み心地の調査では、1位宇都宮市、2位大田原市、3位下野市となっている。いくつかの指標の中で今回2つが新聞報道された。今後も指標を注視しながら政策に取り組んでいく。

閉 会